

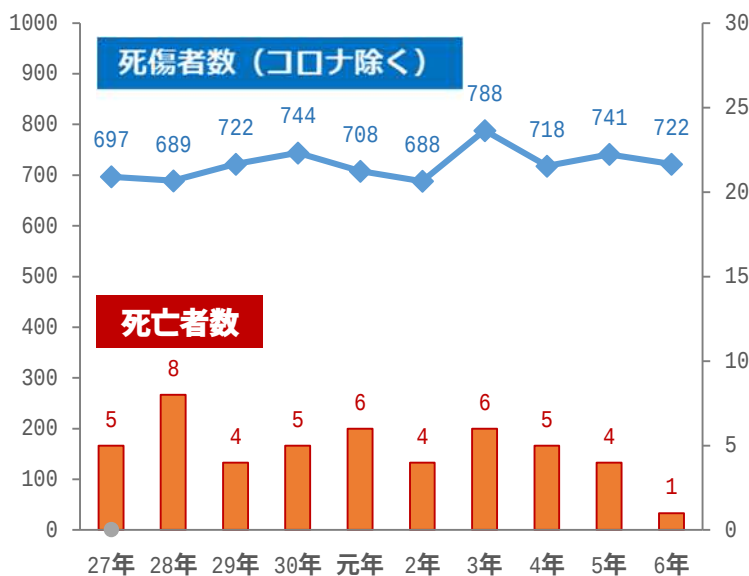
令和
6年

島根の労働災害

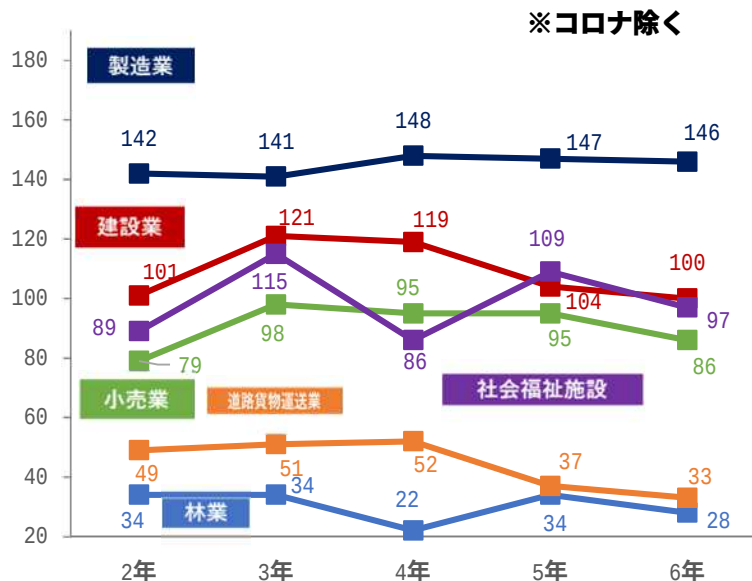
島根県内における令和6年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス患者除く。）は、休業4日以上死傷者数が722人と、前年より19人（2.6%）減少し、うち死亡者数は1人と前年より3人減少しました。



年別労働災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移



業種別・監督署別労働災害発生状況

		全署計					松江署					出雲署					浜田署					益田署										
		5年		6年		増減数	増減率 (%)	5年		6年		増減数	5年		6年		増減数	5年		6年		増減数	5年		6年		増減数					
		死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者			
業種	種別	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率 (%)	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数					
全産業計(除鉱山法適用)		4	741	1	722	▲19	▲2.6	3	282	0	288	6	0	20	0	15	▲5	1	272	0	257	▲15	0	114	0	95	▲19	0	73	1	82	▲9
製造業	食料品	0	34	0	30	▲4	▲11.8	11	15	4	1	1	0	11	9	▲2	9	4	▲5	3	2	▲1										
	繊維・衣服	0	3	0	3	0	0.0			0		0	3	3	0		0															
	木材・木製品	1	22	0	18	▲4	▲18.2	6	8	2		3	3	1	8	4	▲4	5	2	▲3	3	1	4	1								
	家具・装備品	0	2	0	1	▲1	▲50.0	1		▲1		0	1	1	1	0		0														
	パルプ・紙・紙加工品・印刷	0	3	0	7	4	133.3		3	3		0	2	1	▲1		3	3	1			▲1										
	化学	0	12	0	9	▲3	▲25.0	3	3	0		0	5	3	▲2	1	1	0	3	2	▲1											
	窯業・土石	0	12	0	12	0	0.0	3	2	▲1		0	4	8	4	4	1	▲3	1	1	0											
	鉄鋼・非鉄	0	10	0	6	▲4	▲40.0	3	2	▲1		0	6	3	▲3		0	1	1	0												
	金属製品	0	10	0	13	3	30.0	3	4	1		0	3	4	1	2	2	0	2	3	1											
	機械器具	0	27	0	31	4	14.8	10	8	▲2		0	17	15	▲2		1	1				7	7									
	その他の製造業	0	12	0	16	4	33.3	4	8	4	1	2	1	4	4	0	3	2	▲1	1	2	1										
小計	1	147	0	146	▲1	▲0.7	0	44	0	53	9	0	2	0	6	4	1	64	0	55	▲9	0	24	0	16	▲8	0	15	0	22	▲7	
鉱業		0	5	0	5	0	0.0	1	1	0		0	1	2	1	3	2	▲1														
建設業	土木	2	38	0	28	▲10	▲26.3	2	12	9	▲3	2	2	10	7	▲3	12	7	▲5	4	5	1										
	建築	0	10	0	7	▲3	▲30.0	5	1	▲4		0	4	3	▲1	1	3	2														
	その他の建築	0	37	0	47	10	27.0	14	16	2	1	0	▲1	10	21	11	3	7	4	10	3	▲7										
	その他	0	19	0	18	▲1	▲5.3	4	10	6		0	2	13	5	▲8	2	3	1													
	小計	2	104	0	100	▲4	▲3.8	2	35	0	36	1	0	1	0	4	3	0	37	0	36	▲1	0	18	0	20	2	0	14	0	8	▲6
運送	道路貨物運送	0	37	0	33	▲4	▲10.8	15	21	6		0	11	5	▲6	11	2	▲9														
輪通	その他の運輸	0	6	0	8	2	33.3	3	2	▲1	1	0	▲1	1	6	5		0	2													
林業	伐木・搬出	0	18	0	14	▲4	▲22.2	6	3	▲3	1	0	1	0	6	9	3	5	1	▲4	1	1	0									
	造林・その他の林業	0	16	0	14	▲2	▲12.5	5	4	▲1	2	0	▲2	7	2	▲5	3	5	2	1	3	2										
	小計	0	34	0	28	▲6	▲17.6	0	11	0	7	▲4	0	3	0	1	▲2	0	13	0	11	▲2	0	8	0	6	▲2	0	2	0	4	▲2
第三次産業	小売業	0	95	0	86	▲9	▲9.5	37	33	▲4	1	2	1	46	30	▲16	6	11	5	6	12	6										
	社会福祉施設	0	109	0	97	▲12	▲11.0	41	43	2	1	0	1	0	37	39	2	17	12	▲5	14	3	▲11									
	飲食店	0	12	0	17	5	41.7	4	5	1		0	5	10	5	2	2	0	1													
	その他の第三次産業	1	150	1	175	25	16.7	1	73	82	9	3	0	▲3	47	52	5	20	21	1	10	1	20	10								
	小計	1	366	1	375	9	2.5	1	155	0	163	8	0	5	0	3	▲2	0	135	0	131	▲4	0	45	0	46	1	0	31	1	35	4
その他		0	42	0	27	▲15	▲35.7	18	0	5	▲13	8	1	▲7	10	11	1	5	3	▲2	9	8	▲1									
新型コロナウイルス(※外数)		0	568	0	202	▲366	▲64.4	0	283	0	88	▲195	0	31	0	4	▲27	0	146	0	58	▲88	0	73	0	35	▲38	0	66	0	21	▲45

注1：新型コロナウイルスに起因するものは除いて集計(外数部分を除く)。注2：休業4日以上、隠岐は松江署の内数。注3：増減数と増減率は、前年同月比。

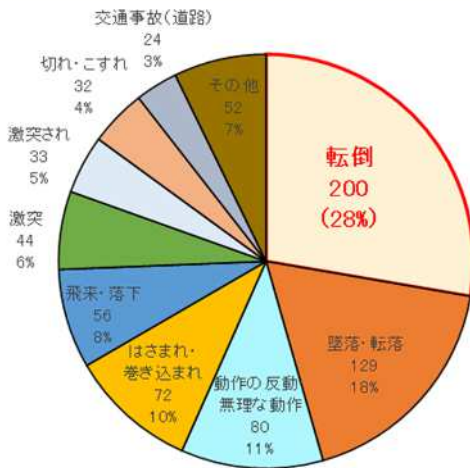
注4：第三次産業とは、全産業のうち、製造業、建設業、運輸・運送業、貨物取寄港、農林業、畜産、水産業、サービス業を除くもの。注5：その他とは、非取寄港。

注1：新型コロナウイルスに起因するものは除いて集計（外数部分を除く）。注2：休業4日以上、隠岐は松江署の内数。注3：増減数と増減率は、前年同月比。注4：第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。注5：その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

令和6年の死亡災害

№	発生月	業種	発生状況
1	5月	産業廃棄物処理業	一人で圧縮式ごみ収集車（パッカー車）の後部で作業していたところ、運転中の圧縮板にはさまれたもの。

事故の型別発生状況（新型コロナ患者を除く）



「転倒」は、毎年最も多い事故の型です。令和6年は、「躓き」、「滑り」による転倒災害が多く発生しました。（以下を参照。）

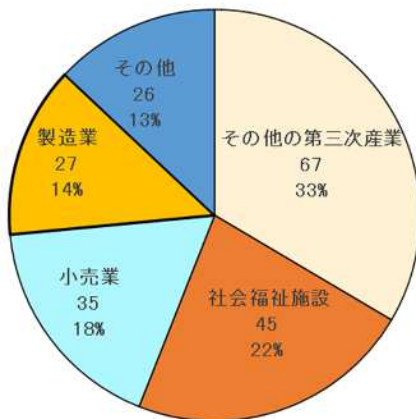
「墜落・転落」は、はしご・脚立等が起因している災害が最も多く発生し、トラック等の車両の荷台や階段からの墜落も多く発生しました。

「動作の反動・無理な動作」は、重量物を持ち上げる作業や人の介助作業における腰部の負傷（ぎっくり腰）が多く発生しました。また、同様の作業中に無理な姿勢による膝等の関節部の負傷も発生しています。

「はさまれ・巻き込まれ」は、機械による災害が最も多く発生し、特に機械の不具合への対処等の非定常作業時での災害が多く発生しました。

転倒災害の詳細

1 業種別発生状況

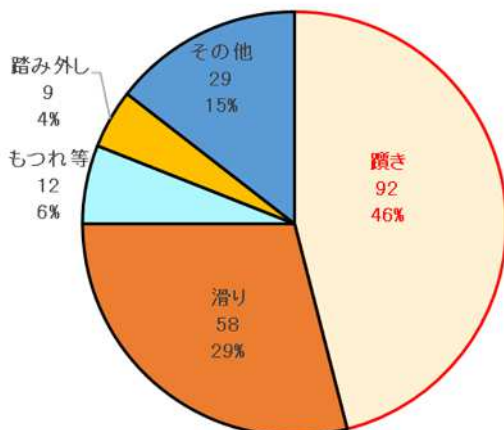


「転倒災害」は飲食店を除いた第三次産業（社会福祉施設・小売業・その他の第三次産業）で全体の7割以上を占めています。

社会福祉施設・小売業は昨年と比較して件数が減少（小売業40件、社会福祉施設47件）しましたが、その他の第三次産業は昨年の48件から大幅に増加しました。

製造業は第三次産業を除くと最も多く転倒災害が発生した業種でした。

2 事故の原因

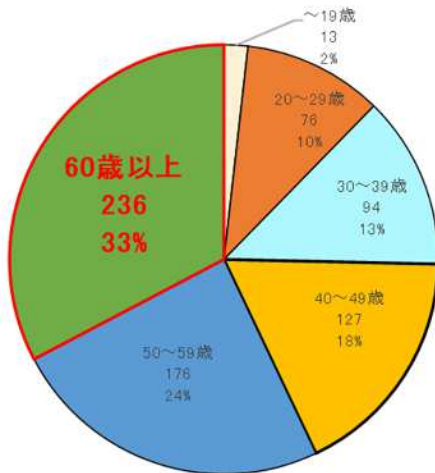


「躓き」は、転倒災害の中で最も多い事故の原因です。特に椅子、台車、電気コード等の容易に動かすことができるもの、車止め等の固定されたもの、段差による災害が多く発生しました。

「滑り」は、こぼれた水、洗剤、油等で濡れた床面や通路上、浴室等作業の性質上、常に濡れている床面で多く発生しました。

「躓き」、「滑り」が全体の75%を占めているほか、床面、通路上何も障害物等がない所で足がもつれて倒れた災害や階段等の段差を踏み外した災害も発生しました。

年齢別発生状況（新型コロナ患者を除く）

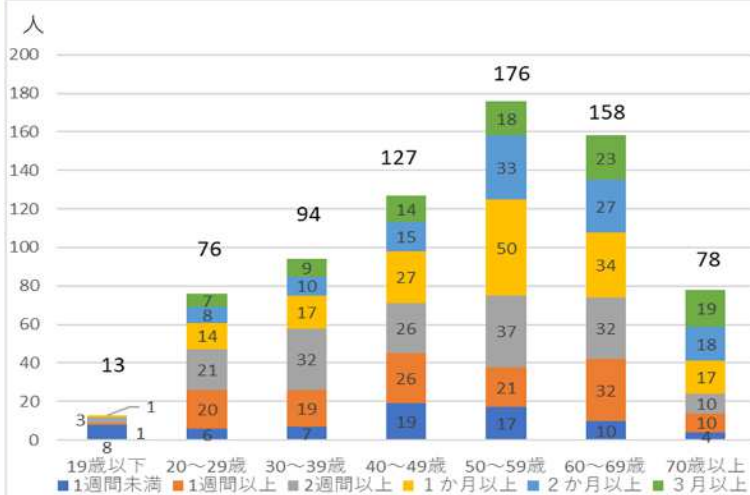


年齢が高くなるにつれ、全死傷者数に占める割合が高くなっています。特に「60歳以上」の被災労働者が占める割合が最も高く、被災した3人に1人は、60歳以上となっています。また、「50歳以上」では、57%と過半数を占めています。

「60歳以上」の事故の型別では、「転倒」災害が最も多く106人が被災し、「転倒」災害全体の半数を占めています。また、「50歳以上」では、157人で全体の約8割近くを占めています。

「50歳未満」の事故の型別では、「墜落・転落」災害が最も多く49人が被災し、次に「動作の反動・無理な動作」による災害が多く、44人でした。

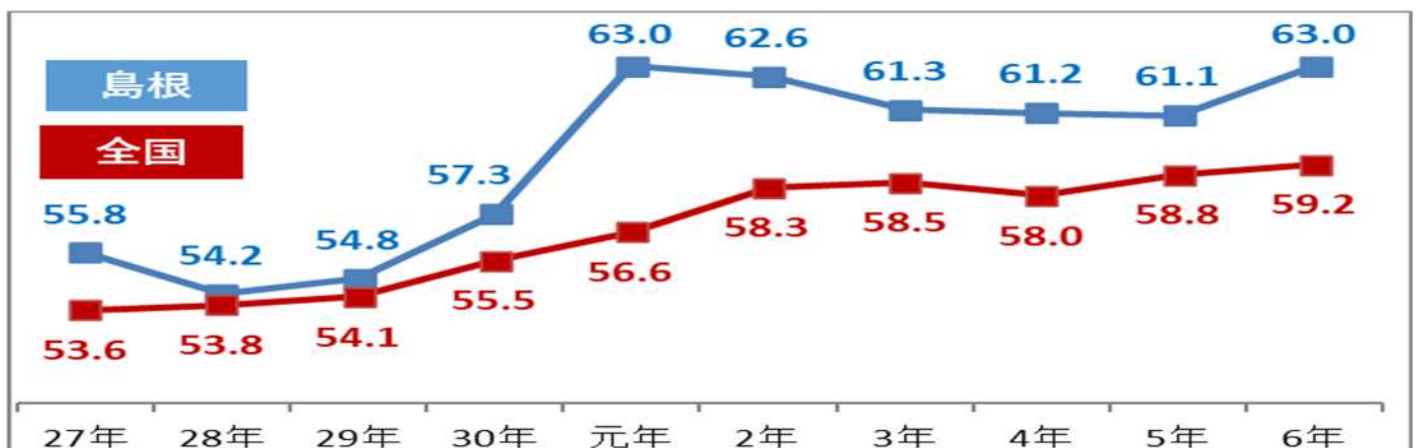
年齢層別・休業見込み日数別発生状況（新型コロナ患者を除く）



被災した際の休業見込み日数について、50代を境に休業1か月以上の被災者が占める割合が大きく増加しており、休業1か月以上の被災者数は、「40～49歳」が56人（44.1%）である一方で、「50～59歳」が101人（57.4%）と占める割合が10%以上増加しています。また、「70歳以上」では54人（69.2%）と全体に占める割合が約7割となっています。

定期健康診断の有所見率の推移

県内の労働者の有所見率は依然として全国より高い傾向が続いています。



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

安全衛生活動支援事業のご案内

中小規模事業場安全衛生サポート事業のご案内

無料

中央労働災害防止協会では、労働者が概ね100人未満の製造業、鉱業、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）の店舗・施設等を対象に知識・経験豊富な安全衛生の専門家がお伺いし、作業現場や作業行動の安全衛生上の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

また、労働保険加入の製造業、鉱業、第三次産業で労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等に対して安全衛生に関する研修会や講演を行っています。



高齢労働者が安心して安全に働くことの職場づくりを応援します！ エイジフレンドリー補助金のご案内（令和7年度予定）

60歳以上の高齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業の事業者に対して、床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材を採用したり、階段に手すりを設けたり、パワーアシストスーツを導入するなど高齢労働者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要した費用を最大で100万円補助しています。

※上記は令和6年度の内容であり、令和7年度の助成金の内容は変更となる可能性があります。